十

十三・

兀

•

事 業

連

業

年

別表十四(四)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第61条の13 (完全支配 関係がある法人の間の取引の損益》の規定の適 用を受ける場合若しくは連結法人が法第81条の 3 第1項(法第61条の13の規定により同項に規定 する個別益金額又は個別損金額を計算する場合 に限ります。) (個別益金額又は個別損金額の益 金又は損金算入))の規定の適用を受ける場合(適 格合併に該当しない合併による合併法人への資 産の移転につきこれらの規定の適用を受ける場 合を除きます。) 又は法人が平成22年改正前の法 (以下「平成22年旧法」といいます。)第61条の 13 (分割等前事業年度等における連結法人間取 引の損益の調整》の規定の適用を受ける場合若 しくは連結法人が平成22年旧法第81条の10 (連 結法人間取引の損益の調整》の規定の適用を受 ける場合に記載します。
- 2 「譲渡利益額の調整」の「当期益金算入額13」 又は「譲渡損失額の調整」の「当期損金算入額16」 の各欄は、法第61条の13第2項から第4項まで又 は平成22年旧法第61条の13第2項若しくは第4 項若しくは第81条の10第2項若しくは第4項の 規定により益金の額又は損金の額に算入する金 額を記載します。この場合において、令第122条 の14第4項第3号、第4号、第6号若しくは第7 号 (完全支配関係がある法人の間の取引の損 益)又は平成22年改正前の令 (以下「平成22年旧

- 令」といいます。)第122条の14第4項第1号から第8号までの《分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整》若しくは第155条の22第3項第1号から第8号まで《連結法人間取引の損益の調整》の規定の適用を受けるときは、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 3 「簡便法により当期益金算入額又は当期損金算 入額を計算する場合」の「当期の月数20」及び「当 期の月数24」の各欄は、当該事業年度又は連結事 業年度が令第122条の14第6項の規定又は平成22 年旧令第122条の14第9項若しくは第155条の22 第8項の規定の適用を受ける合併法人等(法第61 条の13第5項に規定する適格合併又は平成22年 旧法第61条の13第3項若しくは第81条の10第3 項に規定する適格合併若しくは合併類似適格分 割型分割(以下「適格合併等」といいます。) に 係る合併法人又は分割承継法人をいいます。)の 当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結 事業年度である場合には、当該適格合併等の日か ら当該事業年度又は連結事業年度終了の日まで の期間(減価償却資産にあっては、平成22年9月 30日以前の期間で当該減価償却資産を譲り受け た連結法人が当該減価償却資産を事業の用に供 していない期間を除きます。) の月数を記載しま